

四半期報告書

(第187期第1四半期)

ヤマハ株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	30

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月6日

【四半期会計期間】 第187期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅村 充

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【電話番号】 053(460)2141

【事務連絡者氏名】 経理・財務部長 山畑 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目17番11号
当社 営業経理センター

【電話番号】 03(5488)6612

【事務連絡者氏名】 営業経理センター長 加藤 貞雄

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社営業経理センター
(東京都港区高輪二丁目17番11号)
ヤマハ株式会社営業事業所管理センター大阪事務所
(大阪市中央区南船場三丁目12番9号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第186期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第187期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第186期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	99,428	90,914	414,811
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△497	4,856	4,910
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失(△) (百万円)	△2,899	2,208	△4,921
純資産額 (百万円)	254,948	239,790	254,591
総資産額 (百万円)	409,879	382,032	402,152
1株当たり純資産額 (円)	1,278.48	1,202.03	1,276.35
1株当たり四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (円)	△14.70	11.20	△24.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.5	62.1	62.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,032	△931	39,870
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,499	△2,040	△12,711
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,438	△3,626	△9,867
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	36,146	49,636	59,235
従業員数 (名)	20,873	19,738	19,275

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第187期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

第186期及び第186期第1四半期連結累計(会計)期間は潜在株式が存在せず、また1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間における、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、Yamaha Musique France S.A.S.、Yamaha Scandinavia A.B.、Yamaha Music UK Ltd.、Yamaha Musica Iberica,S.A.U.、Yamaha Musica Italia S.P.A.は、Yamaha Music Europe GmbHとの経営統合により、連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	19,738 (6,820)
---------	-------------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	5,227
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
楽器	44,613	107.6
A V ・ I T	14,851	143.5
電子部品	5,591	156.8
その他	5,349	172.6
合計	70,406	106.1

- (注) 1 金額は平均販売価格によっており、セグメント間の内部振替後の数値によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当第1四半期連結会計期間より、セグメント情報等の開示に関する会計基準及びその適用指針を適用しておりますが、前連結会計年度における事業の種類別セグメントと当連結会計年度におけるセグメントとの間に変更が無い場合、前年同四半期比を記載しております。
また、前連結会計年度末にリビング事業を営む連結子会社を連結の範囲から除外し、当連結会計年度よりリビング事業セグメントを廃止しております。上記の合計欄における前年同四半期比については、前年同四半期のリビング事業の生産高7,872百万円を含めて記載しております。なお、前年同四半期におけるリビング事業の生産高を除いた場合、合計の前年同四半期比は120.4%となります。

(2) 受注実績

当社グループは、製品の性質上、原則として見込生産を行っております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
楽器	66,640	97.5
A V ・ I T	12,040	107.3
電子部品	5,130	109.8
その他	7,103	111.7
合計	90,914	91.4

- (注) 1 金額は外部顧客に対する売上高であります。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当第1四半期連結会計期間より、セグメント情報等の開示に関する会計基準及びその適用指針を適用しておりますが、前連結会計年度における事業の種類別セグメントと当連結会計年度におけるセグメントとの間に変更が無い場合、前年同四半期比を記載しております。
また、前連結会計年度末にリビング事業を営む連結子会社を連結の範囲から除外し、当連結会計年度よりリビング事業セグメントを廃止しております。上記の合計欄の前年同四半期比については、前年同四半期のリビング事業の販売高8,809百万円を含めて記載しております。なお、前年同四半期におけるリビング事業の販売高を除いた場合、合計の前年同四半期比は100.3%となります。

2 【事業等のリスク】

当四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における当社及び連結子会社を取り巻く経済環境は、各国の経済政策の効果もあり、中国や一部新興国において景気の拡大が見られましたが、欧州における財政不安等に起因する株安・円高の影響や、厳しい雇用情勢と個人消費の低迷が続き、本格的な景気回復には至りませんでした。

このような状況の中、当第1四半期連結会計期間の販売の状況につきましては、前年同期に比べ85億13百万円(8.6%)減少し、909億14百万円となりました。AV・IT事業、電子部品事業、その他の事業で増収となりましたが、前連結会計年度末に、リビング事業を営む連結子会社の株式譲渡を実施し、同事業が連結対象から外れたことによる影響88億9百万円に加え、楽器事業が為替影響により減収となったこと等により、前年同期に比べて減収となりました。

当第1四半期連結会計期間の損益につきましては、楽器事業が増産に伴い増益となったほか、楽器事業以外の事業セグメントも増収に伴い増益となったことで、営業利益は51億53百万円(前年同期は、営業利益2億36百万円)となりました。経常利益は48億56百万円(前年同期は、4億97百万円の経常損失)となりましたが、投資有価証券の減損15億46百万円を特別損失として計上したこと等により、税金等調整前四半期純利益は34億74百万円(前年同期は、税金等調整前四半期純損失5億82百万円)、四半期純利益は、22億8百万円(前年同期は、四半期純損失28億99百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

① 楽器事業

当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ17億32百万円(2.5%)減少し、666億40百万円となりました。減収要因には、為替による影響が約20億円含まれており、その影響を除いた売上高は、前年同期に比べ約3億円の増収となりました。

商品別には、ピアノは、中国、欧州、北米市場では堅調に推移しましたが、国内市場が振るわず、全体では、ほぼ前年同期並みとなりました。電子楽器は、電子ピアノが全般的に堅調に推移しました。管楽器は北米で堅調に推移し、音響機器は、設備市場では振るわなかったものの、楽器周辺市場では前期を上回る売上げとなりました。

営業利益は、前期に実施した在庫調整が一巡したことによる増産効果等もあり、前年同期に比べ16億56百万円(91.8%)増加し、34億59百万円となりました。

② AV・IT事業

当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ8億23百万円（7.3%）増加し、120億40百万円となりました。為替による減収要因が約5億円あり、その影響を除いた売上高は、前年同期に比べ約13億円の増収となりました。

商品別には、オーディオは、北米市場で減収となりましたが、欧州市場でAVレシーバーが好調を維持したほか、国内市場もフロント・サラウンド・システム商品が好調に推移するなど概ね堅調に推移しました。業務用ルーターやカラオケ機器も順調に推移しました。

営業利益は、増収に加え、生産コストダウンや経費削減などを継続した結果、3億44百万円（前年同期は、営業損失4億67百万円）となりました。

③ 電子部品事業

当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ4億59百万円（9.8%）増加し、51億30百万円となりました。

商品別には、携帯電話用音源LSIが、前年同期比で減収となったものの、アミューズメント用画像LSIや地磁気センサーなどが好調に推移し、増収となりました。

営業利益は、商品構成の変化及び製造原価低減により4億97百万円（前年同期は、営業損失5億39百万円）となりました。

④ その他

当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ7億45百万円（11.7%）増加し、71億300百万円となりました。

商品別には、自動車用内装部品が引き続き堅調に推移したことに加え、FA事業も中国市場向け設備投資関連を中心に増収となりました。また、ゴルフ用品も国内外で売上げを伸ばしました。一方、レクリエーション事業は、リゾート施設の集客数減少等により、減収となりました。

レクリエーション事業の減収に加え、前連結会計年度末でのマグネシウム成形部品事業からの撤退による減収影響があるものの、それ以外の事業が堅調に推移したことから、全体では増収となりました。

営業利益は、増収等により8億51百万円（前年同期は、営業損失45百万円）となりました。

なお、当第1四半期連結会計年度より、セグメント情報等の開示に関する会計基準及びその適用指針を適用しておりますが、前連結会計年度における事業の種類別セグメントと当連結会計年度におけるセグメントとの間に変更が無いため、前年同期比を記載しております。また、前連結会計年度末にリビング事業を営む連結子会社を連結の範囲から除外し、当連結会計年度よりリビング事業セグメントを廃止しております。

(2) 財政状態の分析

① 資産

総資産は、前連結会計年度末から201億19百万円（5.0%）減少し、3,820億32百万円となりました。

このうち、流動資産は、73億円（3.8%）減少し、1,859億59百万円となりました。また、固定資産は、主として時価のあるその他有価証券の時価下落に伴う投資有価証券の減少により、128億18百万円（6.1%）減少し、1,960億73百万円となりました。

② 負債

負債は、前連結会計年度末から53億18百万円（3.6%）減少し、1,422億42百万円となりました。

このうち、流動負債は、主として未払金及び未払費用の減少により、35億55百万円（4.7%）減少し、716億26百万円となりました。また、固定負債は、主として長期借入金の減少により、17億63百万円（2.4%）減少し、706億15百万円となりました。

③ 純資産

純資産は、前連結会計年度末から148億円（5.8%）減少し、2,397億90百万円となりました。主として、時価のあるその他有価証券の時価下落及び為替レートの変動に伴い、評価・換算差額等が減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間において現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、95億98百万円減少（前年同期は63億86百万円減少）し、期末残高は496億36百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において営業活動により使用した資金は、9億31百万円（前年同期使用した資金は10億32百万円）となりました。税金等調整前四半期純損益が改善したこと等によります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において投資活動により使用した資金は、有形固定資産の取得等により、20億40百万円（前年同期使用した資金は34億99百万円）となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において財務活動により使用した資金は、配当金の支払等により、36億26百万円（前年同期使用した資金は24億38百万円）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉である、①楽器等のハードウェアを主体としたメーカービジネスと、音楽教室等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携、②伝統技術と最先端技術の集積及びそれらを融合する製品開発力、③高い品質・コストパフォーマンスの実現と安定的な商品供給を可能とするグローバルな生産体制及びグローバルな販売網による顧客密着のマーケティング活動、④独自の価値創造を推進する研究開発活動とヤマハデザイン、⑤事業活動を担う人材の長期的な確保・育成と、積極的なCSR活動（社会貢献活動）等を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス・環境・安全・地域社会への貢献等、企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値・ブランド価値の向上に努めております。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行うことにより、効率的かつ透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。当社は、株主、顧客、従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。それぞれのステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力をしております。

平成22年4月よりスタートした新中期経営計画「Yamaha Management Plan 125 (YMP125)」では、当社グループの中長期的な経営の方向性を明確にしたうえで、同計画を、「成長基盤構築フェーズ」と位置づけ、コア事業に経営資源を集中して、新たな成長の芽を育てるとともに、経営構造改革を継続して推進することで強固な成長基盤の構築を図ってまいります。

また、当社は、連結自己資本利益率の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資等経営基盤の強化のために適正な内部留保を行なうとともに、連結業績を反映した配当を実施することを基本方針とし、株主への還元に留意してまいります。加えて、当社は、取締役会の意思決定の迅速化・監督機能強化、業務執行力強化等を図るため、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、全社ガバナンス委員会の設置、内部監査部門の整備等をとおして積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の承認を受け、新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下、本プラン）の更新（以下、本更新）をしております。

（本プランの概要）

（イ）本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、買付者等）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

対象となる買付け等とは、次の通りです。

- ・当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- ・当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ)買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(ハ)本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、所定の場合、株主の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認することがあります。

独立委員会は、買付者等からの必要情報を受領してから原則として最長90日を経過するまでの間に上記の判断を行ない、当社取締役会に実施・不実施の勧告をします。この期間内において、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会からも情報・意見を取得し、判断の材料とすることがあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。また、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認するための総会決議があった場合、当社取締役会はこれに従います。

(ニ)本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(発動事由その1)

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(発動事由その2)

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a)下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ・株券等を買占め、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (b)強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c)買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法・その適法性、買付等の実行可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d)当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (ホ)本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会または株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をすることとしており、手続の透明性を確保しております。
- (ヘ)本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。
- (ト)本プランの有効期間は、平成25年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。その判断に係る理由は以下の通りです。

- (イ)本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。
- (ロ)本更新は、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものであります。

- (ハ)本更新は、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会において承認をもってなされたものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することができるものとされております。
- さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主のご意向が反映されることとなっております。
- (ニ)当社株式に対して買付等がなされた場合には、本プランの発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされております。また、同委員会の判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。
- (ホ)本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- (ヘ)当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主のご意向を反映させることが可能です。本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、54億74百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	197,255,025	197,255,025	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	197,255,025	197,255,025	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	197,255,025	—	28,534	—	40,054

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 21,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 197,012,800	1,970,128	—
単元未満株式	普通株式 220,525	—	—
発行済株式総数	197,255,025	—	—
総株主の議決権	—	1,970,128	—

② 【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤマハ株式会社	浜松市中区中沢町 10番1号	21,700	—	21,700	0.01
計	—	21,700	—	21,700	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	1,295	1,114	966
最低(円)	1,112	891	876

(注) 上記の株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,635	59,407
受取手形及び売掛金	46,458	48,911
有価証券	530	670
商品及び製品	48,244	48,087
仕掛品	14,749	12,496
原材料及び貯蔵品	10,055	8,935
その他	16,722	16,249
貸倒引当金	△1,436	△1,496
流動資産合計	185,959	193,260
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	40,587	42,158
機械装置及び運搬具（純額）	12,019	12,454
工具、器具及び備品（純額）	8,435	8,871
土地	50,555	50,655
リース資産（純額）	298	306
建設仮勘定	1,791	1,845
有形固定資産合計	※1 113,687	※1 116,291
無形固定資産	3,070	3,203
投資その他の資産		
投資有価証券	66,041	80,044
その他	14,011	10,156
貸倒引当金	△737	△803
投資その他の資産合計	79,314	89,396
固定資産合計	196,073	208,891
資産合計	382,032	402,152

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,261	21,791
短期借入金	7,719	8,816
1年内返済予定の長期借入金	2,793	1,023
未払金及び未払費用	25,910	32,496
未払法人税等	1,479	1,900
引当金	2,534	3,610
その他	7,928	5,543
流動負債合計	71,626	75,182
固定負債		
長期借入金	3,156	5,177
退職給付引当金	34,795	33,675
その他	32,663	33,525
固定負債合計	70,615	72,378
負債合計	142,242	147,560
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,534	28,534
資本剰余金	40,054	40,054
利益剰余金	167,357	167,614
自己株式	△35	△34
株主資本合計	235,910	236,169
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,868	34,000
繰延ヘッジ損益	585	△166
土地再評価差額金	16,201	16,201
為替換算調整勘定	△42,487	△34,466
評価・換算差額等合計	1,169	15,569
少数株主持分	2,710	2,852
純資産合計	239,790	254,591
負債純資産合計	382,032	402,152

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	99,428	90,914
売上原価	64,758	55,490
売上総利益	34,670	35,424
販売費及び一般管理費	※ 34,434	※ 30,271
営業利益	236	5,153
営業外収益		
受取利息	71	94
受取配当金	334	542
その他	182	334
営業外収益合計	588	971
営業外費用		
売上割引	646	516
為替差損	—	497
その他	676	254
営業外費用合計	1,322	1,268
経常利益又は経常損失(△)	△497	4,856
特別利益		
固定資産売却益	10	12
構造改革費用引当金戻入額	—	292
その他	0	5
特別利益合計	10	310
特別損失		
固定資産除却損	60	67
投資有価証券評価損	34	1,546
その他	—	78
特別損失合計	95	1,692
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△582	3,474
法人税、住民税及び事業税	709	1,327
法人税等調整額	1,512	△119
法人税等合計	2,222	1,207
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,266
少数株主利益	95	58
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,899	2,208

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△582	3,474
減価償却費	3,331	3,075
売上債権の増減額(△は増加)	△1,582	8
たな卸資産の増減額(△は増加)	44	△7,292
仕入債務の増減額(△は減少)	△238	2,668
法人税等の支払額	△667	△1,582
その他	△1,336	△1,283
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,032	△931
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,148	△2,378
有形固定資産の売却による収入	112	277
投資有価証券の売却及び償還による収入	5	104
その他	530	△43
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,499	△2,040
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△1,901	△838
長期借入れによる収入	2,823	—
長期借入金の返済による支出	△108	△80
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△2,958	△2,465
その他	△291	△240
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,438	△3,626
現金及び現金同等物に係る換算差額	584	△3,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,386	△9,598
現金及び現金同等物の期首残高	41,223	59,235
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,308	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 36,146	※ 49,636

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1	<p>連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、Yamaha Musique France S.A.S.、Yamaha Scandinavia A.B.、Yamaha Music UK Ltd.、Yamaha Musica Iberica,S.A.U.、Yamaha Musica Italia S.P.A.は、Yamaha Music Europe GmbHとの経営統合により、連結の範囲から除外しております。</p>
2	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。</p> <p>なお、当該変更が当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年9月26日 企業会計基準第9号）を適用し、当社及び一部の国内連結子会社は、たな卸資産の評価方法を後入先出法から総平均法に変更しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ343百万円増加しております。</p> <p>「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第23号）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第7号）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第16号）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。</p> <p>なお、当該変更が当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示していた「為替差損」は、当第1四半期連結累計期間において区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間における「為替差損」は、198百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	
1	<p>棚卸資産の評価方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。また、収益性の低下が明らかな棚卸資産についてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2	<p>原価差異の配賦方法</p> <p>予定価格等を適用しているために原価差異が生じた場合、当該原価差異の棚卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に主要製品別に実施する方法によっております。</p>
3	<p>法人税等の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は196,954百万円であります。</p> <p>2 保証債務は次の通りであります。 下記の会社の金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。 浜松ケーブルテレビ(株) 513百万円 (実質的に保証している金額は40百万円であります。)</p> <p>3 輸出受取手形割引高は381百万円であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は198,513百万円であります。</p> <p>2 保証債務は次の通りであります。 下記の会社の金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。 浜松ケーブルテレビ(株) 529百万円 (実質的に保証している金額は41百万円であります。)</p> <p>3 輸出受取手形割引高は343百万円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。</p> <p>貸倒引当金繰入額 47百万円</p> <p>製品保証引当金繰入額 91百万円</p> <p>退職給付引当金繰入額 1,756百万円</p> <p>人件費 15,390百万円</p>	<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。</p> <p>貸倒引当金繰入額 86百万円</p> <p>製品保証引当金繰入額 57百万円</p> <p>退職給付引当金繰入額 1,288百万円</p> <p>人件費 13,517百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 36,470百万円	現金及び預金 50,635百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 324百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 998百万円
現金及び現金同等物 36,146百万円	現金及び現金同等物 49,636百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	197,255,025

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,768

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,465	12.50	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	楽器 (百万円)	AV・ IT (百万円)	電子部品 (百万円)	リビング (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	68,372	11,217	4,670	8,809	6,358	99,428		99,428
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高			189			189	△189	
計	68,372	11,217	4,859	8,809	6,358	99,617	△189	99,428
営業利益又は 営業損失(△)	1,803	△467	△539	△514	△45	236		236

(注) 1 事業区分の方法

製品の種類・性質、販売市場等の類似性を考慮して、楽器事業、AV・IT事業、電子部品事業、リビング事業及びその他の事業に区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
楽器	ピアノ、電子楽器、管・弦・打楽器、教育楽器、音響機器、防音室、音楽教室、英語教室、音楽ソフト、調律
AV・IT	オーディオ、情報通信機器
電子部品	半導体
リビング	システムキッチン、システムバス、洗面化粧台
その他	ゴルフ用品、自動車用内装部品、FA機器、金型・部品、宿泊施設・スポーツ施設の経営

3 リビング事業を営む連結子会社であるヤマハリビングテック(株)の株式譲渡に伴い、同社及びその子会社2社が、平成22年3月31日付で連結の範囲から外れております。ただし、期末までの損益及びキャッシュ・フローについては連結しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・オセアニア・ その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	57,530	13,748	14,997	13,152	99,428		99,428
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	27,213	292	308	13,219	41,034	△41,034	
計	84,743	14,041	15,306	26,372	140,463	△41,034	99,428
営業利益又は 営業損失(△)	△2,307	545	346	1,519	104	131	236

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

北米……………アメリカ、カナダ

欧州……………ドイツ、フランス、イギリス

アジア・オセアニア・その他の地域……………中国、韓国、オーストラリア

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	北米	欧州	アジア・オセアニア・ その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	13,894	14,811	15,329	44,036
II 連結売上高(百万円)				99,428
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.0	14.9	15.4	44.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

北米……………アメリカ、カナダ

欧州……………ドイツ、フランス、イギリス

アジア・オセアニア・その他の地域……………中国、韓国、オーストラリア

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成21年3月27日 企業会計基準第17号)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年3月21日 企業会計基準適用指針第20号)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う事業セグメントのうち、経済的特徴や製品・サービスの内容等が概ね類似しているものを集約したものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業部門を設置し、事業領域ごとに、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基礎とした事業セグメントから構成されており、「楽器」、「AV・IT」及び「電子部品」の3つを報告セグメントとしており、それ以外の事業は「その他」に含めております。

楽器事業はピアノ、電子楽器、管・弦・打楽器、音響機器等の製造販売等を行っております。AV・IT事業はAV機器、情報通信機器等の製造販売を行っております。電子部品事業は半導体製品等の製造販売を行っております。その他には自動車用内装部品事業、FA機器事業、ゴルフ用品事業、レクリエーション事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

	楽器 (百万円)	AV・ IT (百万円)	電子部品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客への 売上高	66,640	12,040	5,130	7,103	90,914		90,914
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高			319		319	△319	
計	66,640	12,040	5,449	7,103	91,234	△319	90,914
セグメント利益	3,459	344	497	851	5,153		5,153

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

売上高計の調整額△319百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書における営業利益であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,202.03円	1,276.35円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失 Δ 14.70円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 11.20円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失 (Δ)	Δ 2,899百万円	2,208百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円	－百万円
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (Δ)	Δ 2,899百万円	2,208百万円
期中平均株式数	197,236千株	197,232千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月 7 日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 西 秀 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 口 隆 弘 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 6 日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 西 秀 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 口 隆 弘 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月6日

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅村 充

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社営業経理センター
(東京都港区高輪二丁目17番11号)

ヤマハ株式会社営業事業所管理センター大阪事務所
(大阪市中央区南船場三丁目12番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長梅村 充は、当社の第187期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。